

# SHARING TECHNOLOGY

シェアリングテクノロジー株式会社

証券コード：3989

## 第14期 定時株主総会招集ご通知

日時

2020年12月22日(火曜日)  
午前10時 (受付開始 午前9時30分)

場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会  
2階 201号室

(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください)

決議  
事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

### 【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面郵送またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会にご出席を検討されている株主様は、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席を見合わせていただくようお願いいたします。

体調不良と見受けられる株主様は、ご入場をお断りする場合がありますのでご了承ください。

また、本株主総会では、お土産のご用意はございません。

なお、本年は、感染症拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が減少いたします。

詳細につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について」をご覧ください。

## 株主の皆様へ

---

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第14期定時株主総会を2020年12月22日に開催いたしますので、  
ここに招集ご通知をお届けさせていただきます。

今後も引き続き変らぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役CEO 森吉 寛裕

## ミッショントリニティ MISSION

新たな仕組みで、安心な暮らしを、

私たちは、「お困りごと」が発生したとき

少しでも早く安心していただく、

また当社のサービスがあることで「お困りごと」が起きても大丈夫と  
安心して暮らせる、そんな世界を目指します。

これまでこれからも、

社会のニーズにあわせサービスを進化させ続けます。

証券コード：3989  
2020年12月7日

## 株主各位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号  
シェアリングテクノロジー株式会社  
代表取締役CEO 森吉寛裕

## 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」の記載内容をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年12月21日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送いただかずか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申しあげます。

詳細につきましては、4～5頁の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

- |               |  |
|---------------|--|
| <b>1. 日 時</b> | 2020年12月22日(火曜日)午前10時(午前9時30分受付開始)   |
| <b>2. 場 所</b> | 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号<br>名古屋銀行協会 2階 201号室<br><u>(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)</u> |

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第14期(2019年10月1日から2020年9月30日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第14期(2019年10月1日から2020年9月30日まで)計算書類の内容報告の件

## 決議事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

**第2号議案** 会計監査人選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト<sup>\*</sup>に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。  
(1)事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」  
(2)連結計算書類「連結持分変動計算書」「連結注記表」  
(3)計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト<sup>\*</sup>に掲載させていただきます。
  4. 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト<sup>\*</sup>に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <https://www.sharing-tech.jp/>

## 新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

- ・本定時株主総会会場におきまして、開催日現在の状況に応じ、役員および運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染症拡大防止のための措置を講じてまいります。また、ご来場の株主様におかれましても、検温やマスク着用をお願いする場合がございます。
- ・本定時株主総会会場におきまして、間隔をあけた座席配置などの検討をしており、例年よりも座席数が減少する見込みです。
- ・本定時株主総会におきましては、感染症拡大防止のため、例年より開催時間を短縮させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがあります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面郵送またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会にご出席を検討されている株主様は、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席を見合わせていただくようお願いいたします。

# 議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、新型コロナウイルス感染防止の観点から、できる限りインターネットまたは書面により、事前に議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

## 事前にご行使いただける場合

### ●「スマート行使」によるご行使 ●

#### 行使期限

**2020年12月21日(月曜日)**  
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下  
「スマートフォン用議決権行使ウェブ  
サイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ●パソコン等によるご行使 ●

#### 行使期限

**2020年12月21日(月曜日)**  
午後6時行使分まで

#### 議決権行使ウェブサイト

**https://www.web54.net**

### ●書面による議決権行使 ●

#### 行使期限

**2020年12月21日(月曜日)**  
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

同封の議決権行使書用紙に議案に  
対する賛否をご表示いただき、行使  
期限までに当社株主名簿管理人に  
到着するようご返送ください。

## 当日ご出席いただく場合

### ●株主総会へ出席 ●

### 株主総会開催日時

**2020年12月22日(火曜日)**

**午前10時**



### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について

**0120-652-031** (9:00~21:00)

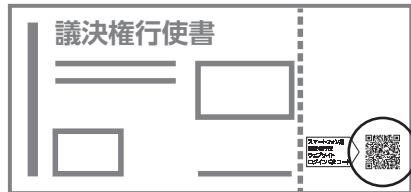
その他のご照会

**0120-782-031** (平日9:00~17:00)

## ●「スマート行使」によるご行使 ●

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について  
個別に指示する

### ③各議案について 個別に指示する



画面の案内に従って各議案の  
賛否をご入力ください。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、  
同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく  
必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ  
直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

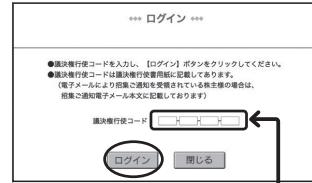
## ●パソコン等によるご行使 ●

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

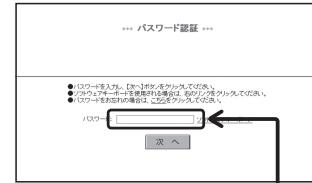


### ②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

### ③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

1.	森吉 寛裕	もりよし のぶひろ	（1989年8月29日生）	再任	所有する当社の株式数	900株
----	-------	-----------	---------------	----	------------	------

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2014年 4月 株式会社ジャフコ 入社
- 2018年 4月 当社 入社
- 2018年12月 当社 取締役CFO 経営戦略室長就任
- 2019年 2月 当社 代表取締役 共同経営者就任
- 2019年12月 当社 代表取締役CEO就任 経営全般担当(現任)

### ● 特別の利害関係

取締役候補者 森吉寛裕氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

うえ だ えいさく

再任

## 2. 植田 栄作

(1991年1月8日生)

所有する当社の株式数

0株

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年12月 当社 入社

2018年8月 当社 取締役 マーケティング事業部長就任(現任)

### ● 特別の利害関係

取締役候補者 植田栄作氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

かた やま よしたか

新任

## 3. 片山 善隆

(1985年10月31日生)

所有する当社の株式数

0株

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月 株式会社三井住友銀行 入行

2011年5月 株式会社高木製作所 入社

2014年8月 アイシン・エィ・ダブリュ株式会社 入社

2018年8月 当社 入社

2019年10月 当社 執行役員就任(現任)

### ● 特別の利害関係

取締役候補者 片山善隆氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

### 1. 監査等委員会が有限責任あずさ監査法人を会計監査人とした理由

監査等委員会が有限責任あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

### 2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2020年9月30日現在)

名 称	有限責任あずさ監査法人	
事務所所在地	主たる事業所 東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿革	1985年7月	監査法人朝日新和会計社設立
	1993年10月	井上斎藤英和監査法人(1978年4月設立)と合併し、朝日監査法人発足
	2004年1月	あずさ監査法人(2003年2月設立)と合併し、法人名をあずさ監査法人として発足
	2010年7月	有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任あずさ監査法人」に変更
概要	資本金	3,000百万円
	構成人員	公認会計士 3,172名
		会計士試験合格者等 1,068名
		監査補助職員 1,104名
		その他職員 760名
	合計	6,104名
	監査証明業務	3,654社

(注) 候補者は、過去2年間に、当社から国際財務報告基準に関するアドバイザリー業務に対する報酬を受けております。

以 上

## 事業報告

第14期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### （1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は緩やかな回復基調が一転し、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にありました。先行きに関しましては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく動きではありますが、依然として極めて不透明な状況が見込まれます。

このような状況の下、当社グループは、『暮らしのお困りごと』事業に戦略的に経営資源を投入することで、持続的成長に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は3,987,105千円(前年同期は3,891,995千円、前年同期比2.4%増)、営業利益は364,793千円(前年同期は268,136千円の営業損失)、親会社の所有者に帰属する当期損失は1,181,673千円(前年同期は559,377千円の親会社の所有者に帰属する当期損失)となりました。

売上収益	3,987,105千円
営業利益	364,793千円
親会社の 所有者に帰属 する当期損失	1,181,673千円

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は210,907千円であります。主な設備投資としましては、当社の『Mover』や電話回線システムを始めとする事業拡充の投資によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における主な資金調達の状況につきましては、第三者割当による第10回新株予約権の行使により、1,038,665千円を調達いたしました。

## (4) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	国際会計基準(IFRS)		
	第12期 2018年9月期	第13期 2019年9月期	第14期 (当連結会計年度) 2020年9月期
売上収益(千円)	4,727,669	3,891,995	3,987,105
親会社の所有者に帰属する当期利益(△は損失)(千円)	697,349	△559,377	△1,181,673
基本的1株当たり当期利益(△は損失)	38円85銭	△30円77銭	△61円76銭
資産合計(千円)	10,204,579	8,910,827	5,776,138
資本合計(千円)	2,033,922	1,449,790	1,110,120

- (注) 1. 第12期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。
2. 第12期において行った企業結合について、暫定的な会計処理を行っておりましたが、第13期第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間に確定したため、第12期については暫定的な会計処理の確定後の金額を記載しております。
3. 当社グループは、2018年8月6日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。  
第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益(△は損失)を算定しております。
4. 基本的1株当たり当期利益(△は損失)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

5. 当社は、2020年3月10日に株式会社名泗コンサルタント(以下、名泗コンサルタント)の全株式を同社の代表取締役に売却しております。また、当社が運営しております民泊型ホテル事業(以下、ホテル事業)において、2020年2月28日に廃止の手続きを開始しております。これにより、当第2四半期連結会計期間より、名泗コンサルタントの事業及びホテル事業を非継続事業に分類しております。2020年6月9日に電子プリント工業株式会社(以下、電子プリント)の全株式を同社の代表取締役及び従業員に売却しております。また、塩谷硝子株式会社(以下、塩谷硝子)において、2020年5月19日に廃止の手続きを開始しております。これにより、当第3四半期連結会計期間より、電子プリントの事業及び塩谷硝子の事業を非継続事業に分類しております。また、2020年8月31日に株式会社リアブロード(以下、リアブロード)の全株式を同社の代表取締役に売却しております。これにより、当第4四半期連結会計期間より、リアブロードの事業を非継続事業に分類しております。これに伴い、前連結会計年度の売上収益は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区分	日本基準			
	第11期 2017年9月期	第12期 2018年9月期	第13期 2019年9月期	第14期(当期) 2020年9月期
売 上 高 (千円)	1,754,467	2,973,361	4,167,028	4,083,452
経 常 利 益 (△は損失) (千円)	389,928	△346,902	△358,154	197,297
当 期 純 利 益 (△は損失) (千円)	268,128	△259,284	△511,112	△708,313
1株当たり当期純利益(△は損失)	16円93銭	△14円44銭	△28円12銭	△36円61銭
総 資 産 (千円)	2,152,085	6,976,213	6,414,339	4,931,472
純 資 産 (千円)	1,405,304	1,075,600	566,220	906,167

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△は損失)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は2017年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△は損失)を算定しております。  
 3. 当社は2018年8月6日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△は損失)を算定しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な経営課題と認識し、事業展開を図る方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### ① ポータルサイト『生活110番』の集客力の向上

当社の『暮らしのお困りごと』事業では、ポータルサイト『生活110番』とジャンルごとの専門性が高いバーティカルメディアサイトの運営を主として行っております。

今後、当社がさらなる集客力強化を図るためにには、ポータルサイトのコンテンツ強化及びブランディングの向上が不可欠であると認識しております。集客力が向上すれば、リストティング広告(注1)をはじめとする有料広告経由の集客だけでなく、オーガニック検索(注2)経由の集客力強化が見込まれるため、さらなる事業拡大、広告費効率及び利益率の向上が可能になると認識しております。

この課題に対応するため、当社ではサイトの再構築やコンテンツの拡充を図るとともに、テレビCM等を利用したブランディングといった施策により一層の集客力や収益性の強化を図ってまいります。

- (注)1. リスティング広告とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、その検索キーワードに連動して表示される広告を指します。  
2. オーガニック検索とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、表示される検索結果のうちリスティング広告等の広告枠でない部分を指します。

### ② 既存サービスの収益拡大

当社は、当社開発基幹システム『Mover』により、長期的な成長を持続し、発展・拡大をさせていくために、さらなるマッチングの効率化と導入ジャンルの拡大に取り組んでおります。

『暮らしのお困りごと』をよりスピーディーに、もれなく受注・解決するためのインフラを目指し、十分な施策を講じられるよう優秀な人材の確保に努めるとともに、蓄積されたノウハウを活用することで、既存サービスの売上収益拡大を図ってまいります。

### ③ 優良な加盟店ネットワークの拡充

当社は、社内規程による審査やユーザー情報に基づく加盟店評価を通じて4,544店(2020年9月30日時点)の加盟店ネットワークを築いており、当該ネットワークがユーザーに対する良質なサービス提供の源泉であると認識しております。今後の継続的な発展及び経営基盤の安定を図るため、引き続き加盟店との関係性強化を推進してまいります。

### ④ お客様満足度の向上

当社は、お客様に「お困りごと」が発生したときに少しでも早く安心していただくため、日々現場からのニーズを当社サービスプラットフォームとシステムに反映するとともに、加盟店のサービス水準のさらなる向上に努めております。その結果、クレーム率は約0.3~0.4%と極めて低値にて推移しております。引き続きお客様満足のためにサービス向上に努めてまいります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが今後さらなる事業拡大を図るために、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため当社グループは、内部統制グループを中心に、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、各種業務の標準化と効率化を図ってまいります。

### ⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保及び当社グループの成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社グループの企業理念、風土に合った人材の登用を進めてまいります。

### ⑦ システムの安定的な稼働

当社のポータルサイト『生活110番』及びバーティカルメディアサイトは、WEB上で運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保・拡充に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社リアブロード	10,000千円	100.0%	海外留学サービス「スマ留」の運営
電子プリント工業株式会社	30,000千円	100.0%	電子回路の設計及びプリント配線板の製造・販売
株式会社名泗コンサルタント	18,000千円	100.0%	不動産売買、賃貸、仲介及び建売業
塩谷硝子株式会社	40,000千円	100.0%	ガラス製品、プラスチック製品の製造及び販売

- (注)1. 連結子会社でありました名泗コンサルタントは、2020年3月10日に全株式の売却をしたことに伴い、連結範囲から除外しております。
2. 連結子会社でありました電子プリントは、2020年6月9日に全株式の売却をしたことに伴い、連結範囲から除外しております。
3. 連結子会社でありましたリアブロードは、2020年8月30日に全株式の売却をしたことに伴い、連結範囲から除外しております。
4. 連結子会社でありました塩谷硝子は、2020年9月25日に当社が吸収合併をしたことに伴い、連結範囲から除外しております。

## (7) 主要な事業内容（2020年9月30日現在）

### 『暮らしのお困りごと』事業

暮らしのお困りごと(一般家庭で生じる生活トラブル関連サービス)を対象としたWEBサービス

## (8) 主要な事業所（2020年9月30日現在）

本社 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F

## (9) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

当社グループの合計従業員数は、189名(パートタイマー119名を除く)であります。

## (10) 主要な借入先 (2020年9月30日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	705,000
株式会社滋賀銀行	389,978

(注) 借入額には、下記社債が含まれております。

株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定の無担保社債 640,000千円

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項(2020年9月30日現在)

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株                   |
| ② 発行済株式の総数 | 21,039,208株 (自己株式219,592株を除く) |
| ③ 株主数      | 7,201名                        |
| ④ 大株主      |                               |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
綿引 一	2,142,600株	10.18%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,135,400株	10.14%
引字 圭祐	1,917,100株	9.11%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNI BUS-MARGIN(CASH PB)	1,188,469株	5.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	686,400株	3.26%
野村證券株式会社	646,031株	3.07%
楽天証券株式会社	518,900株	2.46%
榊原 暉宏	399,900株	1.90%
MSIP CLIENT SECURITIES	346,500株	1.64%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	267,400株	1.27%

(注) 持株比率は、自己株式(219,592株)を控除して計算しております。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sharing-tech.jp/>)に掲載しております。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役に関する事項

(2020年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	森 吉 寛 裕	経営全般
取 締 役	篠 昌 義	グループ会社統括
取 締 役	植 田 栄 作	マーケティング事業部長
取 締 役 (監査等委員)	守 山 慧	株式会社REPLUS 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	善 利 友 一	善利法律事務所 代表 株式会社オールハーツ・カンパニー 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	淺 井 啓 雄	淺井啓雄公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社カルテットコミュニケーションズ 社外監査役

- (注) 1. 取締役の守山慧氏、善利友一氏及び浅井啓雄氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査等委員会が主体となり内部監査担当を通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。  
 3. 当社は、社外取締役の善利友一氏及び浅井啓雄氏を、取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。  
 4. 取締役(監査等委員)の浅井啓雄氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
松 井 知 行	2019年12月19日	任期満了	春馬・野口法律事務所 弁護士 トピラシステムズ株式会社 社外取締役 非常勤監査等委員 株式会社アールプランナー 社外監査役 当社 社外取締役
鈴 木 快	2019年12月19日	任期満了	当社 常勤監査役
西 本 俊 介	2019年12月19日	任期満了	新生綜合法律事務所 弁護士 JOE'S SHANGHAI JAPAN 社外取締役 当社 社外監査役

6. 取締役篠昌義氏は、2020年9月30日をもって、辞任により退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要		
取締役（監査等委員を除く）	6名	58,812千円	(うち社外	3名	2,280千円)
取締役（監査等委員）	3名	5,490千円	(うち社外	3名	5,490千円)
監査役	3名	2,850千円	(うち社外	3名	2,850千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員を除く)は3名(うち社外取締役は0名)、取締役(監査等委員)は3名(うち社外取締役は3名)であります。上記の対象となる役員の員数と相違しておりますのは、2019年12月19日付で退任した3名が含まれているためであります。
2. 役員の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職に応じた全社的な貢献、職責、会社の業績等を勘案して、取締役会で決定しております。
3. 上記の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額3,532千円(取締役3名)が含まれております。

## ④ 社外役員に関する事項

### イ 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）守山慧氏は、株式会社REPLUS代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）善利友一氏は、善利法律事務所代表、株式会社オールハーツ・カンパニー社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）淺井啓雄氏は、淺井啓雄公認会計士・税理士事務所代表、株式会社カルテットコミュニケーションズ社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	守山 慧	当事業年度に開催した取締役会13回すべてに出席し、また監査等委員会11回のうち10回に出席し、IT業界での経験や経営経験等幅広い知見と経験から、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べております。 また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	善利 友一	当事業年度に開催した取締役会13回すべてに出席、監査役会3回すべてに出席し、また監査等委員会11回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験や専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築の観点から有益な意見やアドバイスを述べ、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べております。 また、監査役会及び監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	淺井 啓雄	当事業年度に開催した取締役会13回すべてに出席し、また監査等委員会11回すべてに出席し、IT業界での経験や公認会計士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識から、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べております。 また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

	支払額
監査証明業務に基づく報酬	77,909
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80,209

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記監査証明業務に基づく報酬は、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が含まれております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sharing-tech.jp/>)に掲載しております。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に財務体質の強化及び事業の拡大を経営上の重要課題として認識しております。

当社は未だ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

のことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定ですが、将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額等は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結財政状態計算書

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>2,943,229</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,128,008</b>
現金及び現金同等物	2,190,375	営業債務及びその他の債務	358,900
営業債権及びその他の債権	387,604	借入金及び社債	1,285,404
棚卸資産	1,648	リース負債	238,093
その他の流動資産	363,600	未払法人所得税等	7,767
売却目的で保有する資産	20,792	その他の流動負債	237,843
<b>非流動資産</b>	<b>2,812,117</b>	<b>非流動負債</b>	<b>2,538,009</b>
有形固定資産	598,941	借入金及び社債	1,998,020
使用权資産	595,741	リース負債	362,479
のれん	519,223	引当金	133,000
無形資産	749,836	繰延税金負債	44,510
その他の金融資産	332,730		
その他非流動資産	15,642		
		<b>負債合計</b>	<b>4,666,018</b>
資本の部			
		親会社の所有者に帰属する持分	1,110,120
		資本金	1,195,679
		資本剰余金	1,208,504
		自己株式	△290,364
		利益剰余金	△808,433
		その他の資本の構成要素	△195,265
		<b>資本合計</b>	<b>1,110,120</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,776,138</b>	<b>負債・資本合計</b>	<b>5,776,138</b>

# 連結損益計算書

(2019年10月1日から)  
(2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
売 上 収 益	3,987,105
売 上 原 価	30,595
売 上 総 利 益	3,956,510
販売費及び一般管理費	3,581,949
そ の 他 の 収 益	40,649
そ の 他 の 費 用	50,415
営 業 利 益	364,793
金 融 収 益	12
金 融 費 用	35,505
継続事業からの税引前利益	329,301
法 人 所 得 税 費 用	△31,556
継続事業からの当期利益	360,857
非 継 続 事 業	
非継続事業からの当期損失	△1,516,874
当 期 損 失	△1,156,016
当 期 損 失 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	△1,181,673
非 支 配 持 分	25,656

# 貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>2,942,229</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,879,659</b>
現金及び預金	2,189,375	1年内返済予定の長期借入金	790,404
売掛金	365,877	1年内償還予定の社債	495,000
商品	147	未払金	358,654
貯蔵品	1,501	未払費用	98,395
前払費用	51,211	未払法人税等	7,767
未収入金	25,185	未払消費税等	49,718
未収還付法人税等	306,547	賞与引当金	45,372
その他の	5,842	その他の	34,346
貸倒引当金	△3,459	<b>固定負債</b>	<b>2,145,645</b>
		社債	1,072,500
<b>固定資産</b>	<b>1,989,242</b>	長期借入金	940,145
<b>有形固定資産</b>	<b>598,941</b>	資産除去債務	133,000
建物附属設備(純額)	71,983		
工具、器具及び備品(純額)	95,204		
土地	431,754		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,077,976</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,025,304</b>
ソフトウエア	654,457	純資産の部	
ソフトウエア仮勘定	21,587	株主資本	882,184
のれん	328,140	資本金	1,195,679
その他の	73,791	資本剰余金	1,160,679
<b>投資その他の資産</b>	<b>312,323</b>	資本準備金	1,160,679
投資有価証券	5,300	利益剰余金	△1,183,809
関係会社株式	1,000	その他利益剰余金	△1,183,809
出資	1,040	繰越利益剰余金	△1,183,809
破産更生債権等	17,187	自己株式	△290,364
長期前払費用	15,442	新株予約権	23,982
繰延税金資産	28,354		
差入保証金	260,986		
貸倒引当金	△16,986	<b>純資産合計</b>	<b>906,167</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,931,472</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,931,472</b>

# 損 益 計 算 書

(2019年10月1日から)  
(2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,083,452
売 上 原 価	159,541
売 上 総 利 益	3,923,911
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,759,277
營 業 利 益	164,634
營 業 外 収 益	53,540
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	546
償 却 債 権 取 立 益	360
雜 収 入	52,633
營 業 外 費 用	20,877
支 払 利 息	13,046
社 債 利 息	3,755
雜 損 失	4,075
經 常 利 益	197,297
特 別 利 益	357,055
受 取 配 当 金	233,235
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	123,820
特 別 損 失	1,319,747
関 係 会 社 株 式 売 却 損	806,216
事 業 整 理 損	234,194
投 資 有 価 証 券 評 価 損	205,501
減 損 損 失	67,777
そ の 他	6,059
税 引 前 当 期 純 損 失	765,394
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,684
法 人 税 等 調 整 額	△65,766
法 人 税 等	△57,081
当 期 純 損 失	708,313

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

シェアリングテクノロジー株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大橋正明㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本周二㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シェアリングテクノロジー株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、シェアリングテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

シェアリングテクノロジー株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 正 明㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 周 二㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シェアリングテクノロジー株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

シェアリングテクノロジー株式会社	監査等委員会
監査等委員(社外)	守山 慧
監査等委員(社外)	善利友一
監査等委員(社外)	淺井啓雄

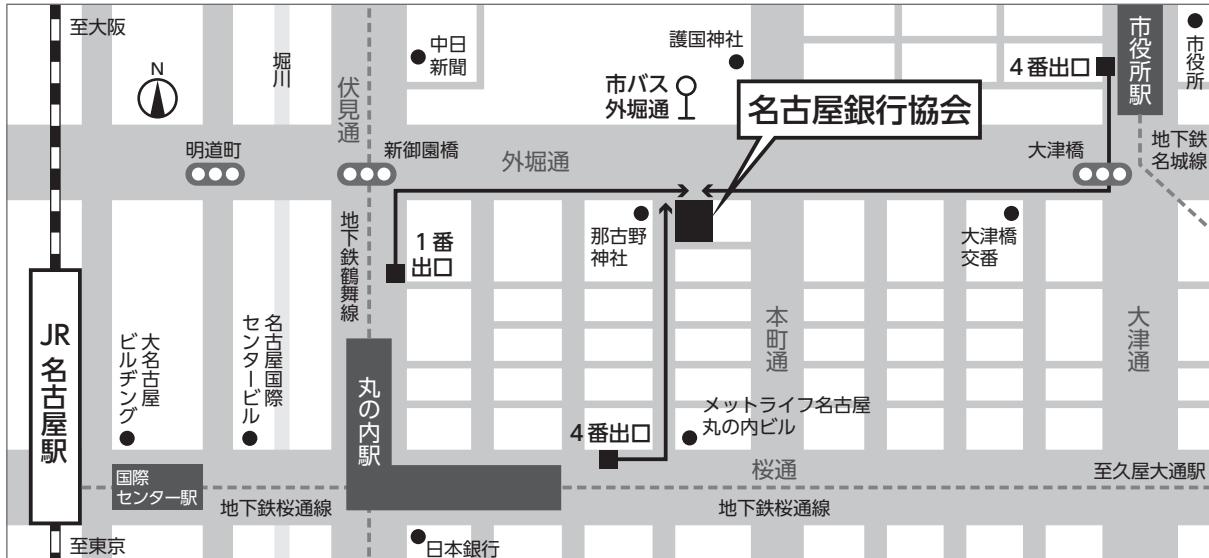
以 上

## 株主総会会場 ご案内図



## 名古屋銀行協会 2階 201号室

所在地 名古屋市中区丸の内  
二丁目4番2号  
TEL 052-231-7851 (代表)



### 周辺アクセス

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

### 地下鉄でご来場の方

- 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩 約6分
- 鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩 約6分
- 名城線「市役所駅」4番出口より徒歩 約8分

### 市営バスでご来場の方

- 名古屋駅（8番のりば）幹名駅1系統・名駅14系統  
「外堀通」バス停下車すぐ

### シェアリングテクノロジー株式会社

〒450-6319 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F  
TEL 052-414-5919

